

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所の加工施設の設計及び工事の計画の変更及び使用開始について(行政相談)

2. 日時

令和2年10月16日(金) 15時00分～15時25分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊専門職

原子燃料工業株式会社

伊藤執行役員 品質・安全管理室長

熊取事業所

副所長兼燃料製造部長他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1:【行政相談】設工認申請計画の変更及び加工施設の使用開始について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。時間になりましたので、ただいまから原子燃料工業株式会社からの行政相談ということで、設工認申請計画の変更及び加工施設の
0:00:17	使用開始について、行政相談の面談を開始します。
0:00:23	で、本日、事業者の方でして、準備していただきました資料に基づきまして、説明のほうをお願いします。
0:00:35	はい。原子燃料工業の伊藤でございます。本日は設工認申請計画の変更及び加工施設の使用開始に関しまして、手続きに関して伺いたい点がございまして、行政相談という形で面談をお願い。
0:00:55	しましたので、よろしくお願いいたします。
0:00:59	弊社の熊取事業所設工認申請を5分割に分割いたしまして申請、それから審査をお願いしているところでございますが、間もなく第5次設工認申請を行うタイミングになって参りました。この第5次設工認申請を行うにあたって、
0:01:19	いまして、まずは設工認申請計画を変更したいと考えております。その上で、加工事業許可の変更の届け出を行い、工事計画を変更し、その上で認可を受けた加工施設につきましては、使用前確認、
0:01:39	受けた後に使用前確認証の交付を受けることによりまして、使用を開始したいというふうに考えております。この一連の手続きについて伺いをさせていただきたいということで、資料を準備いたしました。
0:01:55	まず設工認の申請計画を変更する理由でございます。
0:02:01	弊社の熊取事業所におきましては、酸化ウラン粉末の混合プレス焼結等を行う成形施設、これを2系統持っております。
0:02:11	今後のPWRの燃料需要の見通しのもとに熊取事業所の生産計画の検討を行いましたところ、主力ラインであります第2ライン、この第2ラインのみを使用すれば十分な確保のループが得られるという見込みでございます。
0:02:29	したがって、当面の間は第1第2を使用することはありませんで、第2ラインのみによる操業を行うこととなります。
0:02:40	第1ラインなどの使用の見込みのない加工施設につきましては、新規制基準への適合性確認を先送りして第2ラインなどの直近の操業に必要な加工施設でこれを設工認の認可を得た後に適合性の確認を行いまして、
0:02:58	使用前確認書の交付を受けることによって使用開始したいと考えております。
0:03:05	続きまして第5次設工認の申請の範囲の変更でございます。
0:03:12	昨年12月にですね審査会合を受けまして、熊取事業所がその場で設工認の申請ですとか、保安規定の変更申請へ変更認可申請について予定を示させていただきました。そこでは設工認を分割してその分割の中で、

0:03:31	許可を得ましたすべての加工施設の設工認の認可を終える計画としておりましたが、これを変更させていただきまして、設工認の一部は第6次設工認以降の申請とさせていただきたいと考えております。
0:03:48	第5次設工認申請までを前半申請で第6次設工認申請以降を後半申請と呼ばせていただきますけれども、前半申請分につきましては、時適合性確認を行い、使用前確認書の交付を受ける。
0:04:07	ということで、加工施設の使用開始させていただきたいと考えております。一方、後半申請分につきましては、原子燃料事業の回復に合わせて新規性基準に対する適合諮り、最終的にはすべての施設については加工事業変更許可を
0:04:27	いった確保しつつすべてについて、新規性基準に適合させていくという方針、これは変わりません。
0:04:35	三つ目ですけれども、加工事業変更許可申請書の工事計画の変更の届け出についてです。
0:04:43	設工認申請計画を変更いたしますので、後半申請に対応いたします。工事の終了時期、これを現在すべての工事を含めて、令和3年度上期に終了するという工事計画を
0:04:59	許可の中で届け出ておりますけれども、これを令和5年の上期までにすべての工事を終了させるという工事計画に変更させていただきたいとの届け出を出させていただきたいと考えております。
0:05:15	この届け出の時期ですけれども、第5次設工認の申請前には届け出を出させていただきたいと考えております。
0:05:23	また工事計画を届け出る場合にはですね、先ほど申し上げました前半申請の対象施設と後半申請の対象施設、これを区分けして工程を記載させていただきたいと考えております。
0:05:40	次にページをめくっていただきまして、4ポツ目です。前半申請及び後半申請分の加工施設の範囲でありますけれども、これは第1ラインを含む施設、それから、第1-3貯蔵棟をその中に設置しております施設、
0:05:59	これを後半申請の対象とするということで、これを除くすべての範囲を前半申請の対象とさせていただきたいと考えております。
0:06:10	5ポツでございます。前半申請の対象施設の技術基準適合についてでございますが、前半申請の対象施設が、これは加工事業変更許可に従い、なおかつこの前半申請対象施設が満たすべきすべての技術基準、
0:06:30	これに適合した状態にするという方針でございます。
0:06:34	これは第5次設工認の審査の中でご確認いただけるというふうに考えております。

0:06:41	また後半申請の対象施設が前半申請の対象施設に対しまして、加工事業の変更、加工事業変更許可通りのですね、安全確保に支障がないこと、それから、後半申請
0:06:59	前半申請の対象施設が技術基準を満たすにあたって、後半申請施設の方が前半施設に支障を与えないようにするというので、相互の独立性を保ったような状態を作るというような
0:07:18	申請の分割をすることによって、前半申請の施設はすべての技術基準を満たしつつ、加工事業変更許可のお約束にも整合するように、させていただくというふうに考えてございます。
0:07:35	後半申請の対象施設の保安上の取り扱い、これは前半申請の対象施設の使用前確認の完了後、後半申請の対象施設が後半、申請の対象施設の使用前確認が完了するまでの間は、
0:07:54	核燃料物質の取り扱いを行わないというふうにいたしまして、その施設の保全に関しましては、保安規定で明確に規定することによって、保安上また安全上の安全の確保していきたいというふうに考えております。
0:08:11	最後伺い事項になります。先ほど申し上げました通り2ポツから6までの対応、当社としては考えております。
0:08:24	このような対応するということですね、加工規則第三条の5の手続きを経て使用前確認書が公布され、前半申請分の加工施設の使用が可能であるのか。
0:08:39	これについて伺いをさせていただきたいというふうに考えております。
0:08:43	資料の説明としては以上でございます。
0:08:49	はい、原子力規制庁ナガイです。御説明確認しました。何か規制庁のほうから確認事項があればお願いします。
0:09:00	規制庁小澤です。今行政相談として、
0:09:06	変更の理由だとかそういう設工認計画の変更の理由等の内容はわかりました。これあの、相談を受けて、これで可能かどうか、こちらで検討いたしますので、
0:09:22	何点かまず確認したいことがございますので、まず確認させていただきます。これ進めていくにあたって、まず御社から
0:09:35	原燃工が言っている案でいくのか、幾つか方法はある
0:09:42	のかなというふうに認識してます。
0:09:45	現状の改正された加工事業規則等を見るとですね。
0:09:57	今まず事業者が言われているパターンとですね、あともう一つ、
0:10:05	まずそっか、今事業者の言われてるパターンからいきますと、これだと今

0:10:13	使用前確認書を受けて使用が開始するという事なので、
0:10:19	設工認としても、
0:10:23	1回その使用する設備で1回クローズするような形にまずなるんだと思ってます。でそれを受けて、使用前確認のほうで確認をして、施設の運用に入っていくってことだと。
0:10:39	思います。
0:10:41	事業者の方に御説明ありましたけれども、この方法でいくにしても可能かどうかは別としてですね、まず事業許可のほうですね。
0:10:56	その工事の計画を変更されるというような届け出を出すということでしたけれども、そのあとにその保安規定のほうで一部その使用しない設備の
0:11:09	使用しないということに関するその保全だとかそういうものを規定するっていうことでしたけれども、許可の届け出のその工事計画のところにも使わない施設というところを明確に記載していただく必要がおそらく出てくると思っています。
0:11:29	その上で、工事計画の変更するということになるのかなと思って
0:11:34	はいます。
0:11:35	設工認のほうもですね。
0:11:43	まず先行して使用することの理由、でその妥当性ってところをきちんと説明していただく必要があるとともに、
0:11:52	先行して使用する施設の独立性ですね、使用しない施設等含めてですね、独立性についてもきちんと説明していただく必要があるってということと、事業者の方も、原燃工の方も言っていましたけれども、
0:12:09	先行して使用する施設に対する
0:12:15	求められる技術基準の全条文に対して適合
0:12:21	させる必要があるということですね、
0:12:25	その確認も必要がありますよということと先送りする設備の運用する施設に対する波及的影響がないねってところもしっかりと御説明していただく必要があると。
0:12:41	思ってます。
0:12:44	はい。理解いたしました。
0:12:46	その上で停止期間中の運転しないことに対する、そう使用しないことに対するその約束の運転管理であったり、維持管理であったりってところは保安規定でしっかりと規定していく
0:13:04	ということも認識の通り当然必要になってくると思っています。

0:13:10	今回その上で、あとこの方法でいけるとしたときに運転を開始するので、運用を開始するので、今設工認で言っている最終断面で許可通りであるということも全部
0:13:27	取りこぼしがないよねっていうところの確認であったりとかですね、そういうものをこの断面で、5次設工認でその運用開始する場面でやる必要が出てきますよっていうことですね。
0:13:42	先送りするものについては一部そのまま残るのかもしれないけどそれ以外のものについて全部終わってますよっていうところの確認をすることも出てくるっていう
0:13:55	ことも当然考えられますので、そういう対応が必要になってきますよっていうところですね。
0:14:03	考えているのはそういうところがプラスで必要になりますよ、思い当たるところですね。ということをお伝えしておくのとですね、これでいけるのかどうかっていうのはこちらでまず検討させていただきますので、
0:14:20	今御社の場合は4次設工認工事のまだこちらで審査できる状況になってなくて申請を待っている状況ですので、優先順位としては、御社の優先順位としては保安規定。
0:14:33	申請がされれば4次の設工認で今後出てくる5次ということですので、優先順位をもってですねこれ先送りすることの検討先送りすることでありませぬけれども、そういう優先順位をもってありますので、
0:14:49	今言った対応というものをまず検討しておいていただければと思います。こちらですね、検討が終わるまでですね。
0:14:58	まずその点はよろしいでしょうか。
0:15:01	はい、承知いたしました。今おっしゃっていただいたところまずは原燃工側で検討を進めて参ります。
0:15:09	それとですね、今原燃工から言われている。
0:15:14	ところが一つの案であるかなと思いますけれども、
0:15:20	もう一つ加工規則とか法律改正されて炉と同じように、もうご承知だと思いますけれども、一部施設の使用
0:15:35	というようなものが使用前確認の申請の中に盛り込まれています。その一部完成した場合のその施設であってその完成したけども使用しなければいけない特別な理由とかですね。
0:15:52	その方法だとか期間だとかそういうものを申請することによって、使用するっていうことがうたわれておりますので、この方法をとるのも一つの案1であるとは思っています。これができるいけるかどうか別としてですね。
0:16:11	この場合は、設工認側としては分割申請の

0:16:19	分割申請の途中ですね。
0:16:25	しばらく6分割目が出てくるのを待っているっていう状態になるのかなと思ってます。
0:16:35	だとしてもですね、こちらの方向でいくにしても行けるという
0:16:41	ことにしても先ほど私が言った内容の処理が必要になってくるっていうのは全く同じになるだろうと考えておりまして、事業者がやるべきことはあまり変わらない。
0:16:54	ということだと思ってます。
0:16:58	ただ、この確認については、所管我々のほうではないので、こちらのほうはこういう話があるよっていうのは、まずあの法律、今回取りまとめられた、担当のところとかには若干お話をしておりますけれども、
0:17:16	担当のところに、まずは
0:17:19	その案でいけるのかどうかっていうのを相談していただければと思います。
0:17:25	相談がないとその他案も含めてですねこちらの方で検討できませんので、
0:17:32	その点進めていただければと思います。
0:17:37	ご指摘承知しました。オザワさん今おっしゃったのは監視部門の方に相談に伺えばよいということでしょうか。
0:17:47	ええと使用前確認の所管のところに、今使用前確認で、その一部先行使用するというようなところのですね。やり方で解釈上にいけるのかどうかということですね今回のものがですねっていうところの相談は同じようなこういう説明資料をもって行政相談行かれれば良いと思うんですけども、
0:18:12	はい、承知いたしました。はい。
0:18:16	ですねこれも結局、何というか、一部先行して使用する場合の適切な理由というところが炉を踏まえれば、今回の当てはまらないのかなと思ったりもするんですけども、
0:18:31	明確になっていないというところも多分あってですね、運用になってくるのかなっていうところもあるので、どちらにどちらでいけるにしても可能性があるものは事業者としてはトライを検討というか相談されれば良いじゃないかなと思ってます。
0:18:50	はい、承知いたしました。
0:19:12	原子力規制庁ナガイです。先ほどのご説明資料の説明資料の中で、事業者のですね、
0:19:27	6ポツの
0:19:31	2ページ目の6ポツで後半申請の

0:19:35	対象施設のですね保安上の取り扱いですね、に関しては、保安規定で明確に するとしているということで当然では申請は使うとなればきちんとやっていくん ですけれども、後半申請分についても、
0:19:52	いわゆる施設管理という観点で保安規定にですね、いろいろ今ちょうど認可申 請中のものもありますけれども、特別な加工施設のですね、相当場合とか、
0:20:08	他の
0:20:11	きちんと施設管理を行う観点から説明した上で、
0:20:16	場合の措置ですね、この辺もですね、どういうふうに管理するのかっていうこと については監視部門の方、検査の方監視部門もありますので、そちらの方に 説明していただいて検討した上で、
0:20:33	今回のこういう
0:20:36	前半申請後半申請ということが出来る。
0:20:42	法令上ですね。
0:20:44	満たした形で要求事項満たした形でできて実施できるということを説明をする ように、
0:20:54	していただきたいと。
0:20:56	ということですよと伝えております。
0:21:00	はい。
0:21:01	承知いたしました。
0:21:26	規制庁小澤ですけれども、
0:21:29	よろしいですか。そうすると、まずこれを受けるのと、もう一つの検査側に相談 するものも含めて一緒にうちとしてはどちらが可能なのっていうところを、
0:21:45	確認していくっていうことになると思いますので、
0:21:49	はい、はい。まずそちらのほうのですね、もう一つのほうでの検討というのも確 認していただいた上で相談していただいて、それとともに、こちらのほうであわ せて検討していくっていう形になろうかなと思います。
0:22:10	はい、承知いたしました。
0:22:13	はい。原子力規制庁ナガイです。今の点は検査部門、
0:22:19	に原子燃料工業のほうで、まず、説明をしてもらってその結果も踏まえて、
0:22:28	検討を進めるということになりますので、はい。
0:22:33	はい。承知しました。使用前確認書に関わる部分、それから、施設管理ですね 特に後半申請分の施設管理に関わるところ、特に定期事業者検査等が主な 部分になってくると思いますが、そういったところに、

0:22:53	ついて監視部門の方にも、行政相談をさせていただいてですね、我々の今想定してるようなことが可能であるのか否か、そういったところのご意見を伺ってみて、当社の考えでやろうとしていることを改めて整理をさせていただきます。
0:23:14	規制庁小澤です、はいそれでよろしいかと思しますので、設工認に係る
0:23:23	ものについてはこちらのほうに相談しているところと言っただけであれば結構ですので、そういう形で進めていただければと思います。
0:23:33	はい、承知いたしました。
0:23:35	それでは一応予定した内容は以上になりますけど、追加確認等あれば、
0:23:44	よろしいですか。
0:23:46	はい、特になければこれで本日の行政相談、面談終了します。お疲れ様でした。
0:23:53	はい、ありがとうございました。